

最高裁で逆転無罪！

刑事弁護委員会 委員 竹内 明美 (61期)
委員 賛田健二郎 (61期)

「まだ最高裁がある！」

えん罪事件を取り上げた日本映画「真昼の暗黒」の有名な台詞である。

弁護団でこの映画のビデオを見たのは、控訴審での証拠調べが終わり、弁論を待つのみとなった平成21年末のことであった。3度目の保釈請求が却下され落ち込んでいた弁護団の誰もが、この希望の叫びがその後実現するとは予想もしていなかった。

平成23年7月25日、最高裁判所は、強姦事件の被告人として第一審・控訴審で有罪判決を受けたAさんに対し、無罪判決を言い渡した。

私たちは、梶永圭弁護士（現：長崎県弁護士会）、大庭秀俊弁護士（現：静岡県弁護士会）と共に、控訴審からAさんの弁護人として活動した。控訴棄却後、上告審からは、新たに、前田裕司会員、渡邊良平会員に弁護人に加わっていただき、弁護活動を行った。

1 事案の概要

Aさんは、女性（当時18歳）をビルに連れ込み強姦したという容疑で逮捕され、起訴された。Aさんは捜査段階から一貫して犯行を否認していた。女性に声をかけて、援助交際を持ちかけ、合意の上でわいせつな行為をしてもらったが、あくまで合意の上であるし、そもそも姦淫行為はしていないという主張であった。第一審でもAさんは否認を貫いていたが、残念ながら有罪となり、実刑判決を言い渡されていた。

控訴審弁護団で第一審の記録を検討したが、強姦の事実を裏付ける客観的証拠は皆無に等しかった。精液は女性の衣服の袖口からしか検出されず、女性は外傷を全く負っていなかった。

事件性を示す証拠は、まさに女性の供述のみであり、その信用性がこの事件最大の争点となった。

女性は、Aさんからいきなり「ついてこないと殺すぞ。」と言われ、Aさんの後ろをついて行ったという。しかし、声をかけた場所は駅前の人通りがある場所で、近くに交番もあり、Aさんが凶器を所持していたわけでもない。また、姦淫される直前と主張する場面で、偶然、2人の横を現場ビルの警備員が通り過ぎたが、女性は警備員に声をあげて助けを求めたこともしていない。姦淫されたという体勢も不安定で、わずかな抵抗でも拒否できるものであった。不自然・不合理な点が多く、女性の供述の信用性は極めて疑わしいものであった。

2 控訴審の弁護活動

(1) 真実の告白

このように女性の供述には不自然な点が多々あったが、Aさんの供述内容にも不自然な点があった。Aさんと接見する中で、Aさんは、援助交際を持ちかけておきながら、女性に約束の金を渡しておらず、しかも最初から金を渡すことなくわいせつな行為をさせようと計画し、女性を騙したことを告白した。Aさんは、過去にもこのような女性を騙す手口を何件も繰り返していた。

Aさんは、第一審でこの事実を隠していたため、Aさんの供述内容は不自然なものとなっていた。

また、Aさんの新たな供述は、女性の虚偽供述の動機につながるものでもあった。

(2) 控訴審での立証

4人の弁護人で分担し、まずは説得的な控訴趣意

書を書くことに全力を投じた。客観的証拠の欠如と女性の供述の不自然・不合理さを指摘し、Aさんの新たな供述に基づくストーリーを語った。Aさんは話下手だったため、東京拘置所で、Aさんと長時間の接見を重ね、信頼関係を築いていった。

そして、控訴趣意書を提出した後も、現場に数回足を運び、現場周辺の状況を写真やビデオで撮影して映像資料を作成し、Aさんの供述を裏付ける客観的証拠を集めるなどした。弁護団で何度も協議し、女性の供述の不自然さやAさんの供述の具体性を裁判官がイメージできるような弁論を作成した。

そして、第1回公判期日までに、控訴趣意補充書と事実調べ請求書を提出した。

その結果、控訴審でも合計3回の被告人質問が実施され、Aさんの真のストーリーを語る事ができた。そして、女性の再尋問も行われた。

しかし、健闘空しく、控訴審は、計5回の公判を経て、平成22年2月10日、Aさんに控訴棄却の判決を言い渡した。

3 上告審の弁護活動

(1) 控訴審判決の分析

控訴審判決は、女性の不自然・不合理な供述に関しては、様々な理由を付け加え、推測・憶測を駆使して強引に信用性を認めていた。あまりに強引過ぎたため、きわめて不自然な事実認定となっていた。

一方で、Aさんの供述に関しては、動かし難い事実はAさんの供述と矛盾しないにもかかわらず、丁寧な検討を加えることなくあっさり信用性を否定していた。

(2) 上告趣意書の提出

上告審から加わった弁護人には、新たな視点でこれまでの記録を検討してもらうとともに、控訴審の弁護活動を批判的な目でチェックしてもらった。主張立証の足りない点を指摘され、控訴審弁護人としては忸怩

たる思いもあったが、このような作業を経て、さらに内容の充実した上告趣意書、上告趣意補充書を最高裁判所に提出することができた。

(3) そして無罪判決へ

上告趣意書を提出してから10カ月が経過し、突然、最高裁判所から弁論期日を開きたいという連絡が入った。その意味は明らかであった。

そして、弁論期日を経て、平成23年7月25日、最高裁判所は、Aさんに無罪判決を言い渡した。「無罪」と言われた瞬間、Aさんを信じて支えてきた家族が、傍聴席で嗚咽するのが聞こえた。

4 感想

この事件の第一審、控訴審の判決は、女性の供述を信用する、と結論付けてから理由を考えている判決のように思えた。女性の供述には不自然な点が多々あったにもかかわらず、裁判官の想像力を駆使し、さまざまな理由をつけ、強引に不自然な点を覆い隠していた。

これに対し最高裁判所は、Aさんの犯行を基礎付ける証拠は女性の供述しかない点を重視し、「その信用性判断は特に慎重に行う必要がある」とした。客観的状況や争いのない事実に基づいて、女性の供述内容は不自然であって容易には信じ難いとした。一方で、Aさんの供述内容をたやすく排斥できないとした。

これまで、「供述内容が具体的かつ迫真的」などという抽象的な理由で、被害者や共犯者の供述の信用性は認められてきた。「疑わしきは被告人の利益に」。この鉄則に立ち返り、最高裁判所がこれまでの安易な認定に警鐘を鳴らしてくれた判決だと思う。

裁判員裁判を契機に刑事裁判が変わってきたことを感じるとともに、弁護団で議論しながら戦うことの重要さと、あきらめないことの大切さを学んだ事件であった。